

## 随意契約理由書

件名	三宮東交差点および三宮交差点改良工事	
契約の相手方	藤原土木興業株式会社	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当	
随意契約の理由	<p>本工事については、制限付一般競争入札に付したが、4月20日に応札がなく入札中止になったものである。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号「競争入札に付し入札者がいないとき」に該当することから、神戸市建設協力会員のうち施工場所に精通した中部班の複数の業者に随意契約の依頼をし、内諾を得られた業者を選定した。</p> <p>については、上記業者に本工事を随意契約を行い、早期に現場着手をすることとする。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局中部建設事務所	(電話番号 511-0515 )